

# **総務省デジタル・ガバメント 中長期計画**

**平成30年6月22日**

**総務省行政情報化推進委員会決定**

**(令和2年3月31日改定)**

## 目次

I. 基本事項.....	4
(1) 目的 .....	4
(2) 計画期間 .....	4
(3) 現状と課題 .....	4
(4) 計画の概要 .....	4
(5) 計画目標 .....	5
II. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化.....	6
(1) サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底 .....	6
(2) 行政手続のデジタル化 .....	6
ア. 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備 .....	6
イ. 添付書類の省略に係る情報システム整備 .....	8
ウ. 行政手続のさらなる利便性の向上に係る情報システム整備.....	9
(3) 重要プロジェクトの推進 .....	14
(4) 民間手続のデジタル化の推進 .....	24
III. デジタル・ガバメント実現のための基盤整備 .....	25
(1) 総務省のプラットフォームの概況及び今後の方針 .....	25
(2) 行政保有データの100%オープン化.....	25
(3) APIの整備.....	27
ア. APIの整備の推進.....	27
イ. APIの改善、活用促進等.....	28
ウ. 行政機関におけるAPI整備の推進のための方策の検討.....	29
(4) 標準化・共通化の推進 .....	29
(5) クラウドサービスの利用推進 .....	30
(6) 政府情報システム改革 .....	31
(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保 .....	31
IV. 価値を生み出すITガバナンス .....	33
(1) 推進体制の整備 .....	33
(2) ガバナンスの強化 .....	33
(3) 人材確保・育成 .....	36
(4) デジタルデバイド対策 .....	37
(5) 広報 .....	37
(6) デジタル・ガバメントの推進に係るその他の取組 .....	37
V. 業務におけるデジタル技術の活用 .....	42
(1) AI・RPA等のデジタル技術の活用.....	42
(2) デジタル・ワークスタイル実現のための環境整備 .....	42

(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況） ..	42
VI. 計画の評価・改定 .....	44
VII. デジタル改革を進めるためのロードマップ .....	44

# I. 基本事項

## (1) 目的

本計画は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）の策定を受け、総務省におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた具体的な方策について網羅的に取りまとめるものである。

総務省は、電子政府、地方自治、情報通信等を所管しており、国・地方から社会全体に至るまで情報化を推進するに当たり極めて重要な役割を果たすことが求められている。それゆえに総務省 CIO 及び副 CIO のリーダーシップの発揮による種々の重要なプロジェクトの着実な遂行が不可欠である。

本計画においては、これらの改革の実現に向けた体制及び施策を整理し、総務省の行政の在り方そのものを省を挙げてデジタル前提で見直すことにより、国民・事業者の利便性向上に資することを目的とする。

## (2) 計画期間

2020 年度から 2024 年度までを本計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

本計画は随時改定を行い、内容の見直し及び段階的な改善を実施する。

## (3) 現状と課題

総務省は、各府省で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（以下「デジタルインフラ」という。）を多く整備及び管理しており、政府共通プラットフォームを始めとして、今後ますますその役割が拡大することが見込まれる。よって、これらの運用状況を網羅的に深掘り及び分析し、また、「デジタル・ガバメント実行計画」に掲げる「サービス設計 12 箇条」を踏まえて対応策を検討し、各府省の業務運営の高度化・効率化に資する形で分析結果を次期システムに反映させていくことが重要である。

また、デジタルインフラ以外の個別サービスにおいても、より使いやすいものにしていくことを目指し、さらなるシステムの改善を図っていくことが課題となっている。

## (4) 計画の概要

本計画において特に重点的に取り組む施策は、以下の 3 点である。

- ・ 国民の利便性向上に資する行政サービスの改革

- ・ デジタルインフラの改革
- ・ IT ガバナンスの強化

また、上記を含む情報システム経費の見込みは、以下のとおり。

【総務省システム経費計画（単位：億円）】

経費区分	2020 年度
整備経費	178
運用等経費	533
その他経費	531
合計	1242

【施策別経費計画（単位：億円）】

施策区分	2020 年度
利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	254
デジタル・ガバナメントの実現のための基盤の整備	4
価値を生み出す IT ガバナンス	3
業務におけるデジタル技術の活用	14
合計	275

## (5) 計画目標

前述の目的の実現に向け、総務省において本計画により達成しようとしている状態は、以下のとおりである。

- ・ 国・地方及び国民全体が、利用者として最適な形でサービスを受けられる情報基盤の実現
- ・ 業務運営の高度化・効率化の実現

## II. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

### (1) サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底

2019年（令和元年）12月、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）が施行され、国の行政手続についてはオンライン化実施が原則とされた。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」においては、「サービス設計12箇条」として、サービスデザイン思考を具体化したものが列挙されている。

総務省が所管する行政手続は、地方が実施主体になっている手続や府省共通手続など、制度を所管しつつ具体的な運用を他の機関に委ねているものも多いが、サービス改革、業務改革（BPR）にあたっては利用者の利便性向上という観点に重点を置いて取り組むものとする。

### (2) 行政手続のデジタル化

#### ア. 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

##### ① 検討状況

総務省においては、4860種類の手続を所管しており、うち、577種類のオンライン利用が可能となっている。

オンライン利用が可能となっていない2398種類のうち、19種類の手続については、オンライン化を予定しており、その際、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則として検討を行っている。

なお、1660種類の手続については、手続件数自体がほとんどなく、他の手続や事務処理との関係を踏まえても、現時点では、オンライン化の効果が見込めないことから、今後の技術の進展等を注視しながら、引き続き、オンライン化の検討を行うこととしている。

##### ② 個別の取組事項

デジタル・ガバメント実行計画別紙1に記載されたオンライン化等についての取組は以下のとおり。詳細については別紙4「行政手続のデジタル化に

係る工程表」を参照。

## 1) 電気通信役務を取り扱う販売代理店による報告のオンライン化

### a) 現状と課題 (As Is)

電気通信役務を取り扱う販売代理店は、電気通信事業報告規則に基づき、2021年度(2020年度末分)から、年1回、店舗の情報等を総務省に報告する必要がある。販売代理店は数万店存在すると考えられるところ、報告を要する販売代理店の利便性の向上及び行政側の事務処理負担の軽減を図るため、販売代理店の届出に係る既存のシステムを充実させるとともに、報告に関しては、販売代理店が直接インターネットを介して報告を行うことができるシステムを構築する必要がある。

### b) 実現したい状態 (To Be)

2021年度から、電気通信役務を取り扱う販売代理店の報告をオンラインでの受付を可能とする。これにより、電気通信役務の販売代理店の利便性の向上が図られる。

総務省において、販売代理店の報告内容の入力事務、誤入力防止、ペーパーレス化など、業務フローがデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。

### c) 具体的な取組 (To Do)

2021年(令和3年)4月を目途に、電気通信役務の販売代理店の報告についてオンライン申請を可能とするため販売代理店の届出に係る既存のシステムを改修する。

手続のオンライン化に当たっては、デジタル技術に関する特別な知識を要しないシンプルな申請画面にする。

手続のオンライン化に当たっては、オンライン申請の利用促進のため、実際にオンラインで申請を行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語を用いることなく国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

*KPI: オンライン利用率、2021年度末までに100%*

## 2) 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

### a) 現状と課題 (As Is)

地方税の税務調査等に伴い地方公共団体から金融機関に対して、預貯金口座の有無や取引状況に係る調査(預貯金等の照会)が行われることがある。この預貯金等の照会件数は、全国で年間約3000万件を超える状況となっているが、現在、地方公共団体からの照会及び金融機関からの回答の多くが書面により実施されており、双方における事務処理に膨大なコストと

時間を要している。

b) 実現したい状態 (To Be)

預貯金等の照会・回答業務全体をデジタル化することで、地方公共団体、金融機関双方の負担軽減及び地方公共団体の迅速かつ適正な行政事務の遂行につながる。具体的なベネフィットは以下のとおりである。

(7) 利用者が享受する具体的なベネフィット

- ・ 地方公共団体において、照会・回答文書受領時の開封・仕分作業に係る事務負担が軽減される。
- ・ 地方公共団体において、印刷や郵送等に要するコストが削減される。
- ・ デジタル化した場合は金融機関から速やかに回答が返ってくることが想定されるため、その後の滞納処分を速やかに実行できる等、地方公共団体の迅速かつ適正な行政事務の遂行につながる。

(4) その他の具体的な付加価値

- ・ 金融機関において、預貯金等の照会・回答業務がデジタル化されることで、省力化・迅速化が図られる。

c) 具体的な取組 (To Do)

- ・ 金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房 IT 総合戦略室、金融庁。以下「検討会」という。）で取りまとめた「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた今後の課題（照会フォーマットや本人特定方法等）について検討を行うこととしている検討会に引き続き参画する。
- ・ 預貯金等の照会業務のデジタル化の実証実験を行う地方公共団体に対して、必要に応じ同業務のデジタル化の情報提供を行う。

## イ. 添付書類の省略に係る情報システム整備

### ① 検討状況

「デジタル・ガバメント実行計画」において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。」(49 ページ) とされたことを踏まえ、総務省における添付書類の省略を推進する。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限り、その提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って、行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を取得することによって、添付書類の省略を推進する。なお、



情報連携による省略が困難な添付書類については、申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

92 種類の手続において、登記事項証明書（商業法人）の提出を求めているところ、33 件種類の手続について、2020 年（令和 2 年）10 月以降に運用開始を予定している登記情報連携の仕組みを活用して、登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを予定している。

## ② 個別の取組事項

デジタル・ガバメント実行計画別紙 2 に記載された添付書類の省略に係る取組は以下のとおり。詳細については別紙 4 「行政手続のデジタル化に係る工程表」を参照。

### 1) 物品・役務に係る競争入札参加資格申請

#### a) 現状と課題 (As Is)

物品・役務に係る競争入札参加資格申請においては、申請時の必要な添付書類として、登記事項証明書（写し）、納税証明書（写し）等の書類を添付して申請を行う必要がある。

#### b) 実現したい状態 (To Be)

物品・役務に係る競争入札参加資格申請時の添付書類の情報を行政機関間の情報連携等で取得することにより、添付書類の提出不要化につながり、利用者の負担軽減につながるほか、競争入札参加資格申請時の添付書類の簡素化により、各府省における審査等の行政事務が効率化される。

#### c) 具体的な取組 (To Do)

登記事項証明書については、2021 年度までに登記情報システムの API を利用して添付を省略し、納税証明書については、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、2022 年度までに添付省略を実現する。財務諸表についても、添付省略に向けた手法について継続して検討を進めていく。

*KPI : 行政手続コスト削減 (2025 年度 : 対 2019 年度比 20%以上)*

## ウ. 行政手続のさらなる利便性の向上に係る情報システム整備

既にオンライン化済みの手続についても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、利便性向上に向けた取組を行う。

## ① 個別の取組事項

デジタル・ガバメント実行計画別紙3に記載された行政手続の利便性の向上に係る取組は以下のとおり。詳細については別紙4「行政手続のデジタル化に係る工程表」を参照。

1) e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応

a) 現状と課題 (As Is)

これまで e-Gov では、国民等利用者が 24 時間 365 日、いつでもオンラインで申請・届出を行うことが可能なオンライン申請受付サービスを提供してきているが、現状、申請後の審査等処理について、各府省庁側において一貫してデジタルで処理されていないものもある。汎用的に処理可能な審査等の業務処理について、個別にシステムを整備するのではなく、オンライン申請に係る共通システムである e-Gov を活用し、効率的にデジタル処理可能とすることが必要となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

e-Gov において、申請を受け付けた後の審査等処理を行う機能を整備し、文書管理システムと連携することで、申請受付から審査・決裁・文書保存までの業務を一貫してデジタルで処理することを可能とする。これにより、行政手続のオンライン化の推進に資する。

c) 具体的な取組 (To Do)

e-Gov において、文書管理システムと連携した審査等処理を行う機能の整備について検討し、申請受付から審査・決裁・文書保存までの業務を一貫してデジタルで処理可能とすることを目指す。

*KPI: 本サービスの対象手続の数*

2) 政府調達におけるオンラインによる競争参加資格申請等のマルチブラウザ対応

a) 現状と課題 (As Is)

調達ポータル、調達総合情報システム、電子調達システムの各システムを利用したサービス(以下「政府電子調達等サービス」という。)は、Internet Explorer のブラウザに対応しているが、利用者から、法人の使用率の高い Google Chrome、Microsoft Edge についても利用できる環境が求められている。

b) 実現したい状態 (To Be)

政府電子調達等サービスにおいて、Internet Explorer、Google Chrome、Microsoft Edge のブラウザに対応(以下「マルチブラウザ対応」という。)可能とする。

c) 具体的な取組 (To Do)

調達ポータルは2020年度中に、調達総合情報システムについては2021年度までに、電子調達システムについてはコアシステムの動向を見ながら遅くとも2024年度までにはマルチブラウザ対応を行う。

*KPI：政府電子調達等サービスの2024年度までのマルチブラウザ対応*

3) 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化

a) 現状と課題 (As Is)

- ・ 現在の総務省電波利用電子申請・届出システム Lite は、電子証明書不要の ID・パスワードでの手続が可能であるが、手続を行う際に ID・パスワードを失念等して利用したいときに利用(ログイン)できないケースがある。
- ・ 電波利用ホームページで提供している現在の無線局情報検索機能は、手作業により検索する仕組みとなっているため、情報収集に手間がかかる。

b) 実現したい状態 (To Be)

- ・ 総務省電波利用電子申請・届出システム Lite とマイナポータルとの SSO (シングル・サイン・オン) を実現する。これにより、情報連携を済ませた者はマイナポータルでログインすると総務省電波利用電子申請・届出システム Lite の ID・パスワードの入力が不要となり、ID・パスワードの失念対策にもなる。また、ID・パスワード失念対策につながることで、総務省側の再発行対応が減少し、他の業務に注力できる。
- ・ 電波利用ホームページの無線局情報検索機能に WebAPI を導入する。これにより、無線局情報を機械的に取得することが可能となり、これを利用したアプリケーションの創出等も期待できる。

c) 具体的な取組 (To Do)

- ・ 2019年1月に、総務省電波利用電子申請・届出システム Lite とマイナポータルとの SSO を実現。これにより情報連携を済ませた申請者はマイナポータルにログインすれば、総務省電波利用電子申請・届出システム Lite の手続に進むことができるようになった。今後も業務見直しを行いつつ、電子申請普及促進策として電子申請環境の多様化といった申請者側の負担軽減策を検討する。
- ・ 2018年3月から、電波利用ホームページの無線局情報検索機能に WebAPI を導入。機械的に情報収集することが可能となった。

今後は利用状況や要望等を踏まえ、利用ガイドの整備や拡充等を検討する。

*KPI：無線局免許申請等及び無線局再免許申請等の手続について、電子申請率（2017年度（平成29年度）から2019年度（平成31年度）までの平均値）法人：80%・個人：50%を達成する。*

#### 4) 家計調査のオンライン回答の入力簡易化

##### a) 現状と課題 (As Is)

家計調査をオンラインで回答する場合、購入履歴が記載された「レシート」等をスマートフォンで撮影すれば、自動的に商品名や金額が入力される仕組みを構築しているが、「レシート」等が出力されない購入、例えばECサイトでの購入や毎月の携帯電話料金の支払い（口座振替）などについては、上記撮影機能は利用できず、打鍵入力が必要であり、利用者負担となっている。

##### b) 実現したい状態 (To Be)

2021年3月を目途に、Web上に購入履歴がある情報を家計調査オンライン調査システムに自動的に取り込む機能をWebスクレイピングの技術を用いて実装する。これにより、調査世帯は（最初にID・パスワードを入力する必要があるが）1ボタンでECサイトでの購入や毎月の携帯電話料金の支払いの情報が転記されるようになり、利便性の向上及び負担軽減が見込まれる。その他、調査結果の精度向上（記入漏れの防止や内訳の詳細化等）が見込まれる。

##### c) 具体的な取組 (To Do)

当該機能について、2020年8月より改修を開始し、2021年3月を目途に開発・テスト完了、2021年4月に導入予定。

#### 5) 住民税の特別徴収税額通知の電子化等

##### a) 現状と課題 (As Is)

<特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）>

既に電子情報処理組織（eLTAX）を通じて電子的送付が可能となっているが、これに対応している市区町村が約50%となっており、特別徴収義務者の事務の効率化の観点から、更なる電子的送付の推進が必要である。

<特別徴収税額通知（納税義務者用）>

現状、電子的送付の仕組みが整っておらず、市区町村から特別徴収義務者に対して書面で送付され、それを特別徴収義務者が納税義務者に個別に配布している。

b) 実現したい状態 (To Be)

(7) 利用者が享受する具体的なベネフィット

<特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)>

- ・ 給与システムへの税額入力等の事務が効率化するとともに、納税義務者の特定個人情報を書面により保存する必要がなくなり、個人情報の管理コストを削減。

<特別徴収税額通知(納税義務者用)>

- ・ 書面による通知の場合に発生する開封・仕分作業及び納税義務者への交付事務に係る負担を軽減。

(4) その他の具体的な付加価値

<特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)・(納税義務者用)>

- ・ 市区町村において、印刷や郵送等に要するコストを削減。

c) 具体的な取組 (To Do)

<特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)>

- ・ 電子的送付の促進に向け、市区町村に周知等を実施する。

<特別徴収税額通知(納税義務者用)>

- ・ 地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保したうえで、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対して電子情報処理組織(eLTAX)を経由し送付する仕組みの導入に向けた取組を進める。

*KPI: 特別徴収義務者用通知の正本の電子化実施市区町村の数*

*2021年度: 60% (1,045団体) 以上*

6) 国勢調査の調査事項情報のオンラインによる審査等の事務処理の効率化

a) 現状と課題 (As Is)

地方公共団体が審査を行った世帯については、審査完了状態となり、再度審査を行うためには総務省に対して解除依頼が必要。

b) 実現したい状態 (To Be)

地方公共団体が審査を行った世帯について、総務省への解除依頼を行わなくても地方公共団体で再度審査が行えるようにする。これにより、総務省への解除依頼が不要となり事務負担が軽減する。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年10月1日を調査期日として行う国勢調査において本機能を利用す

るため、それまでに改修を行う。

### **(3) 重要プロジェクトの推進**

---

総務省において重要と位置づける以下のプロジェクトを推進する。

各事項の詳細については、1)から 9)については別紙2「重要プロジェクトの推進に係る工程表」を、10)については別紙6「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」を参照。

#### 1) 政府共通プラットフォーム

##### a) 現状と課題 (As Is)

総務省では、2019年(平成31年)2月に策定した「政府共通プラットフォーム第二期整備計画」に基づき、ITリソースの効率的利用による政府情報システムの整備及び運用の効率化、政府情報システムの質の向上並びに政府のITガバナンスを支える基盤としての役割を果たすことを目的として、2020年度(令和2年度)中のサービス提供開始を目指し、クラウドサービスを活用した新たな政府専用クラウドの整備を進めている。

政府におけるクラウドサービスの利用促進を図るという政策的重要性に鑑み、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、2019年(令和元年)8月には「政府共通プラットフォームの構築・活用推進及び政府におけるクラウドサービス利用検討」が政府重点プロジェクトとして指定されており、政府CIOの下でプロジェクトを推進している。

##### b) 実現したい状態 (To Be)

###### (7) 利用者が享受する具体的なベネフィット

- ・ (2020年～2023年) 政府共通PFをクラウド化することで、セキュリティの向上、運用業務の自動化を前提に、運用経費を5割減

###### (4) その他の具体的な付加価値

- ・ (2020年～) 政府全体でクラウドサービスの利用促進を図るための枠組みを構築

##### c) 具体的な取組 (To Do)

- ・ (2020年～2023年) まずは、政府共通PFをクラウド化する(2020年度(令和2年度中)にサービス提供開始)ことで、セキュリティの向上、運用業務の自動化を前提に、運用経費の5割減を目指す。第二期政府共通PFの当初の移行対象は府省共通システムや小中規模

のシステムを中心とし、第二期政府共通 PF への移行に併せて、第一期政府共通 PF を計画的に終了する（遅くとも 2023 年度（令和 5 年度）に運用終了）。このため、第一期政府共通 PF 等から第二期政府共通 PF への移行が円滑に進むよう、適切な支援を行う。

- ・（2020 年～）上記の活動の中で、政府全体でクラウドサービスの利用促進を図るための枠組みを構築する。

具体的には、クラウドサービスの利用促進に向けて、クラウドサービスのメリットを最大化するための契約、安全性の確保、コスト効率のよい導入方法について具体的な事例で実績を作り、他府省の情報システムが安心してクラウドサービスを利用することができる先事例とする。また、クラウドサービスの特性を活かしたシステム構築方法、運用業務の効率化等の工夫や努力の事例をノウハウとして蓄積し、政府内の体制充実と人材育成を実施することで、クラウド利用支援体制を確立し政府全体でクラウドサービスの利用促進を図るとともに、第二期政府共通 PF 自体も費用対効果に優れる機能追加、改善を継続的に実施していく。また、クラウド利用支援体制の在り方については、今後内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と連携して検討する。

*KPI：第二期政府共通プラットフォームについて、サービス提供に必要な年間運用等経費について 5 割を超える削減<sup>1</sup>*

*KPI：遅くとも 2023 年度（令和 5 年度）に第一期政府共通プラットフォームを運用終了*

*KPI：第二期政府共通プラットフォームについて、2020 年度（令和 2 年度）中にサービス提供開始*

## 2) 政府電子調達サービス等の利便性向上

### a) 調達情報のデジタルデータ化の促進

#### (7) 現状と課題（As Is）

調達ポータルが 2018 年から運用を開始したことにより、競争入札参加資格情報、入札公告、落札結果等の調達情報等が一連の情報システムとしては提供されるようになったが、電子調達した物品・役務がデジタルデータ化されていないため、情報収集や分析には活用できていない状況にある。

#### (4) 実現したい状態（To Be）

---

<sup>1</sup> 第二期政府共通プラットフォームを利用する情報システムが標準化・共通化されたサービスを利用することを前提に、第一期政府共通プラットフォームの水準と比較。当該経費の削減幅については、設計・開発の進捗を踏まえ、見直すこととする。

官民の負担をなるべく軽減しつつ調達情報をデジタルデータ化し、官民情報を共有可能とする。これにより、調達情報の公開を更に推進することとなり、国のみならず地方公共団体における入札価格の設定等の参考となるなど、調達コストの低減に寄与することが期待されるほか、行政の透明性、信頼性向上、新たなサービスの創出促進、公共調達市場における事業者の参加機会の拡充、柔軟化につながる。

(ウ) 具体的な取組内容 (To Do)

民間企業（外部向け）や各省庁（内部向け）のニーズ等を踏まえ、対象となるデータ、連携方式等の検討を 2020 年度中に行った上で、電子調達システムにおける実証・改修を 2021 年度から検討して調達情報のデジタルデータ化を進める。また、段階的に標準化・共通化した API による情報連携機能の検討も進める。この前提として契約結果等の情報共有化が必須であるため、電子契約システムの利用率向上の取り組みを「エ 周知・啓発の強化」と合わせて進めていく。また、少額随契については、利用負担者の軽減のため、諸外国の実例等を踏まえて民間で保有するデータと連携したシステムの開発に着手する。

*KPI：システム利用件数増加(2024 年度:対 2019 年度比 20%以上)*

*行政手続コスト削減 (2025 年度：対 2019 年度比 20%以上)*

b) 政府電子調達等サービスの最適化

(7) 現状と課題 (As Is)

調達総合情報システムは 2001 年から、電子調達システムは 2014 年から、調達ポータルは 2018 年から運用を開始しており、一貫して電子的に調達を行うために情報連携を行っているが、システム構成自体が単独システムであるため、運用、検証等において無駄が生じている。

(イ) 実現したい状態 (To Be)

今後、デジタルファースト、オープンデータ化に向けた様々な機能追加が求められてくることから、調達総合情報システム、電子調達システム及び調達ポータルの 3 つのシステムの最適化を行い、電子における調達システムの利便性の向上、運用コストの削減、開発案件に対するコスト削減を図る。

(ウ) 具体的な取組内容 (To Do)

2019 年度中にクラウド対応を含めた最適化の計画案をまとめ、2020 年度中に要件定義を作成、2021 年度から設計開発を進め 2024 年度までに最適化を実現する。

*KPI：新たな開発に対する開発コスト削減 (2024 年度：対 2019 年度比*



30%以上)

システム利用件数増加 (2024 年度 : 対 2019 年度比 20%以上)

c) 電子委任状対応

(7) 現状と課題 (As Is)

電子委任状法に基づく電子委任状については、「デジタル・ガバメント実行計画」において利活用が求められているが、電子手続による調達には対応していない。

(4) 実現したい状態 (To Be)

電子委任状を用いて電子調達への参加を可能とする。

(5) 具体的な取組内容 (To Do)

2020 年度から、電子証明書等との紐づけを行った電子委任状の情報を用いてシステムを利用できるよう機能改修を行うことで、2021 年度中に電子委任状に対応したシステムの運用を開始。

KPI : システム利用件数増加 (2024 年度 : 対 2019 年度比 20%以上)

d) 周知・啓発の強化

(7) 現状と課題 (As Is)

電子調達システムは、2014 年から運用を開始して 6 年となり、電子入札の利用率は増加しているが、その伸び率は横ばい傾向にあり、電子契約の利用率にあたっては伸びていない。このため、2019 年に当該システムを利用する関係府省に対してヒアリングを行った結果、システム利便性の認知度、システム利用に関する利用者の意識及びその継続性に課題があることが明らかになった。このため、関係府省、民間企業等に対して電子入札・電子契約の周知啓発、広報等に取り組み、認知度の向上、利用に関する意識の向上、浸透等を図ることにより、システムの利用件数を増加させる。

(4) 実現したい状態 (To Be)

調達ポータル機能の理解度の向上、電子入札及び契約の意識及び利用率の向上

(5) 具体的な取組内容 (To Do)

政府電子調達等サービスの利用に関する周知啓発、広報等の取組強化を図るため、2020 年度にシステムを利用する民間企業等に対してヒアリング又はアンケートを実施し、その結果を踏まえ、周知啓発や広報等の方法を見直す。また、民間企業や関係府省に対する操作説明会においては、従来の東京 1 か所開催から、民間企業や関係府省の要望を踏まえ、

東京以外の地域においても開催する。

*KPI : システム利用件数増加(2024 年度:対 2019 年度比 20%以上)*

### 3) 総務省 LAN

#### a) 現状と課題 (As Is)

総務省 LAN では、無線 LAN 接続サービスを提供しているが、地方支分部局においては、会議室及び打合せスペースのみに提供され、執務室には提供されていない。

#### b) 実現したい状態 (To Be)

全拠点の執務室、会議室及び打合せスペースに無線 LAN 接続サービスを提供する。

#### c) 具体的な取組内容 (To Do)

次期システムでは、全拠点の執務室、会議室及び打合せスペースにおいて、無線 LAN 環境を整備する。

*KPI : 無線 LAN 接続サービスの整備率 (2024 年度 (令和 6 年度) : 94% 以上)*

### 4) 総合無線局監理システム

#### a) 現状と課題 (As Is)

①書面申請であった開発当初の事務手続を前提に情報システムを整備しており、デジタル技術の特性を活用した事務の実現に柔軟な対応ができない。

②上記前提で構築している情報システムに加え、制度改正のたびに機能を追加しているため、情報システムが複雑化、かつ肥大化している。

③上記②の状況により逐次の制度改正や業務改善への迅速、かつ効率的な対応が困難である。

④開発当初の画面の設計思想を継続しているため、利用する職員及び申請者等にとって必ずしも利用しやすいものとなっていない。

#### b) 実現したい状態 (To Be)

①情報システムのスリム化を図ることにより、システム整備経費、運用等経費を削減する。

②改修が容易な情報システムを構築し、制度改正や業務改善に速やかに対応することにより、申請手続等の容易性や行政コストの削減を図る。

③視認性の高い画面構成にすることや入力支援機能を充実すること等で、利用する職員及び申請者等にとって利用しやすいシステムを構築することにより、無線局監理事務として提供するサービスの質の向上を図る。

c) 具体的な取組 (To Do)

現行システム機器の更新時期である 2024 年度を目途に、システムの刷新を目指す。2019 年度に実施した現状の業務フロー及びデータモデルの整備をもとに、2020 年度においては、次期システムの構築方針を検討する。検討に当たっては、利用者視点に基づき、関係者の意見を十分に踏まえながら、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室や総務省 PMO と連携しつつ、検討を進める。

*KPI : 設定中 (2020 年度中を目途に設定)*

5) 情報提供ネットワークシステム

a) 現状と課題 (As Is)

- ・ 現行システムでの運用実績を踏まえ、機能やリソースを見直すことで、システム運用等経費の削減を図る必要がある。
- ・ 情報照会者等からの各種申請に係る対応、マスターデータ整備、統計情報の作成等の一部作業においては、自動化での対応が可能と見込まれるものの、未だ運用要員による作業が残っている。
- ・ 現行システムでは、取得可能なログの多くを選別せずに保存していることで、多くのリソースを必要とし、分析に必要なログの抽出に時間を要している。
- ・ 事務・特定個人情報の所管府省が行うデータ標準レイアウト (※) の改版の方法について、正確な作業を支援する仕組みが十分ではないことから、手戻り等が発生している。

※ 情報照会者等間でデータ連携を行う上で必要な共通データフォーマットであり、各システムへ適用するため、「マスターデータ」に変換する。

b) 実現したい状態 (To Be)

(7) 利用者が享受する具体的なベネフィット

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携や、マイナポータルを用いた自己情報取得を行うためのサービスを、安定的かつ継続的に提供することで、国民生活の利便性の向上や、行政の効率化が実現する。
- ・ 情報照会者等が行う各種申請等手続に係る作業の効率化を図る。
- ・ 事務・特定個人情報の所管府省が行うデータ標準レイアウト改版作業の品質向上及び効率化を図る。

(4) その他の具体的な付加価値

- ・ 稼働期間中におけるリソースの変更を可能としつつ、法令及び予算の許す範囲において変動要素のあるサービスを使用実績に応じた支払いができる契約形態とする。
- ・ 情報連携の実現のため各情報照会者等が管理する情報システムを含めて必要となるマスターデータの作成に係る作業を効率的に行う。
- ・ 年間のシステム運用等経費を現行システムから圧縮する。
- ・ システム監視や障害対応状況の関係者間共有、ログ取得・分析作業を迅速かつ効果的に行う。

### c) 具体的な取組 (To Do)

2022年1月までに、以下の取組内容を実施する。また、次々期のシステム更改に向けて、利用者視点に立った行政サービスの実現のほか、その実現に必要な情報システムの課題の解消に向けた取組を実施していく。

- ・ 各種申請等手続に係る作業を効率化するため、一部をオンライン化 (Web フォーム化を含む) する。
- ・ 使用実績に応じた支払いを実現するため、契約において従量課金制を導入する。
- ・ マスターデータの効率的な作成を実現するため、マスターデータ作成に必要なインプット情報 (改版後のデータ標準レイアウトや同レイアウトに基づく接続申請の結果) を可能な限りシームレスに取り込むことを含めたサーバー環境を構築する。
- ・ 耐災害性や将来の拡張性を含む継続的なサービス提供を実現するため、各サービスに係る主要なサーバーの分散化 (疎結合化) やバックアップ環境立ち上げのリモート化などを行う。
- ・ 年間のシステム運用等経費を削減するため、現行システムの運用実績を踏まえた機能やリソースの精査を行う。
- ・ システム監視や障害時対応状況の共有方法、ログ取得・分析方法の対象範囲や手順を見直しつつ、効果的に行うためのソフトウェア・ツール等を導入する。
- ・ データ標準レイアウト改版作業の品質向上等を図るため、2020年1月までに Web ベースのデータ標準レイアウト作成支援環境を整備し、改版作業実施主体である事務・特定個人情報の所管府省等へリリースしている。

*KPI : 年間のシステム稼働率 (毎年度 : 99.99%以上)*

*年間のシステム運用等経費 (現行システムと比較し3割程度削減)*

## 6) サービスデザイン思考の導入による e-Gov の刷新

### a) 現状と課題 (As Is)

2014 年度に総務省が、e-Gov における電子申請 API の提供を開始して以降、e-Gov を利用した電子申請件数の伸びは加速しており（2018 年度（平成 30 年度）における e-Gov の電子申請受付件数は約 1,135 万件で前年度比 1.3 倍、API 対応ソフトウェアからの申請件数は約 857 万件で前年度比 2.1 倍）、e-Gov の更なる利便性向上を進める必要がある。

### b) 実現したい状態 (To Be)

総務省は、サービスデザインの手法を導入し、利用者目線で提供サービスを見直すとともに、API 対応ソフトウェアの開発ベンダーにとって開発しやすい環境を構築し、e-Gov の更なる利便性向上の実現を目指している。

### c) 具体的な取組 (To Do)

具体的には、2020 年 9 月末を予定している e-Gov の次期更改においては、利用状況等を計測するためのモニタリング機能の整備、利用者ニーズの変化等に迅速に対応できるアーキテクチャへの見直し、ソフトウェア開発者にとってより利便性の高い開発環境の整備及び API 対象手続の拡大等に取り組んでいる。こうした取組の結果を踏まえて、刷新後の e-Gov の運用を開始する。

*KPI : e-Gov を通じた電子申請件数 (2018 年度 (平成 30 年度) 実績である 1,135 万件を 2021 年度 (令和 3 年度) までに 3,115 万件に引き上げる)*

*KPI : API 対応ソフトウェアからの電子申請件数 (2018 年度 (平成 30 年度) 実績である 857 万件を 2021 年度 (令和 3 年度) までに 2,351 万件に引き上げる)*

*KPI : e-Gov への総アクセス件数 (2018 年度 (平成 30 年度) 実績である 15 億件を 2021 年度 (令和 3 年度) までに 30 億件に引き上げる)*

## 7) 自治体中間サーバー

### a) 現状と課題 (As Is)

- 「デジタル・ガバメント実行計画」にも記載されているとおり、政府として、マイナポータルの自己情報取得 API 等を活用した官民データ連携を推進している中で、現行自治体中間サーバーで自己情報の提供が可能な時間は、8:00~21:00（休日は 8:00~17:00）であり、夜間帯等に自己情報取得を行うことができない。
- 自治体中間サーバーを安定的かつ継続的に運用できるよう、ハード

ウェア機器やデータベース等のミドルウェアの更新を行う必要がある。

b) 実現したい状態 (To Be)

(7) 利用者が享受する具体的なベネフィット

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づく情報連携について、地方公共団体が引き続き安定的かつ継続的に情報照会・情報提供を実施できる環境を整えることで、添付書類の省略による国民生活の利便性の向上や、行政の効率化が実現する。
- ・ マイナポータルを用いた自己情報（地方公共団体が保有する自己情報）の取得について、24 時間 365 日、安定的かつ継続的に取得できる環境を整えることで、住民が、自己情報を活用した民間サービス等を利用しやすくなる。

(4) その他の具体的な付加価値

システム構成の見直しを行うことにより、整備経費を削減する。

c) 具体的な取組 (To Do)

(次期更改について)

- ・ 2019 年 6 月から設計・構築を開始。2020 年 11 月までにテストを終え、同年 12 月～2021 年 7 月にかけて現行自治体中間サーバーからの移行作業を行って、2021 年 7 月中に運用を開始する予定。
- ・ 24 時間 365 日のマイナポータル連携を可能なシステムにするとともに、ハードウェア機器やデータベース等のミドルウェアについても、番号法に基づく情報連携や自己情報取得を安定的かつ継続的に行うための十分なものとする。
- ・ ディザスタリカバリ専用環境の廃止や、データベースの暗号鍵の管理方法の変更などのシステム構成の見直しを行うことにより、設計・構築に係る経費を、現行システムに比べて約 3 割削減。

(次々期更改について)

- ・ 次々期のシステム更改に向けて、利用者視点に立った行政サービスの実現のほか、その実現に必要な情報システムの課題の解消に向けた取組を実施していく。

*KPI : 年間のシステム稼働率 (毎年度 : 99.99%以上)*

8) カード管理システム／公的個人認証サービスシステム

a) 現状と課題 (As Is)

現行のカード発行枚数管理の設計値は最大4千万枚相当である。マイナンバーカード普及促進等の全体スケジュールとして2023年3月末にほとんどの住民がカードを保有することが想定されている。これに対応できるよう設備増強を2020年5月に実施することとしている。

保守期限を迎える現行機器の次期更改については、2022年の切り替えを目途に作業を進めている。また、次々期の更改に向けて、構造そのものの課題の有無について必要な検証を行う。

b) 実現したい状態 (To Be)

(7) 利用者が享受する具体的なベネフィット

- ・ サービス開始当初から蓄積してきたシステム運用上の課題及びインシデント等を分析し、強固なセキュリティ、高い可用性、運用業務の自動化及び省力化とコスト削減を両立させるシステムの検討を進める。

(4) その他の具体的な付加価値

- ・ 「政府統一基準群」等のセキュリティポリシーを踏まえたセキュリティ水準を確保し、安全・安心にシステムを利用できるよう、リスク管理項目や対策基準を明確化することを検討する。

c) 具体的な取組 (To Do)

次々期の更改に向けて、利用者視点に立ち、課題の有無について必要な検証を行い、課題を解決していくこととする。

*KPI: 現在検討中*

9) 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンソニー化の推進

a) 現状と課題 (As Is)

現在、企業は、従業員に係る申請をオンラインで行う際、同一の情報を複数回提出しなければならない場合があるが、企業の生産性向上の観点から、デジタル化・簡便化することが重要である。

b) 実現したい状態 (To Be)

企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のワンストップサービスや、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じたワンソニー化を実現し、企業の負担を軽減することで、生産性向上に寄与する。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019年(平成31年)4月にとりまとめた最終整理に基づき、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、関係省庁等と連携し、マイナポータルのAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を

2020年（令和2年）11月頃から開始する。

*KPI*：対象とした6手続のうち、オンライン・ワンストップ化された手続数（総務省担当分）

10) マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた取組

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、以下に掲げる各種カード、手続等について、別紙6「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿ってマイナンバーカードの活用を推進する。

- 1 患者の利便性向上（診察券等）
- 2 社員証等
- 3 地方公共団体発行カードとの一体化推進による公共サービスの拡充
- 4 公共交通サービス
- 5 図書館カード

#### **(4) 民間手続のデジタル化の推進**

---

総務省が所管する民間手続については、件数が極めて少ない例外的手続を除き、既にオンライン化を実施済みである。



### Ⅲ. デジタル・ガバメント実現のための基盤整備

#### (1) 総務省のプラットフォームの概況及び今後の方針

総務省においては、既述のとおり、デジタルインフラである府省共通プロジェクトを多く整備及び管理している

今後とも、政府の情報基盤としての情報システムの整備や国民の利便性向上に向けて、以下に掲げる改革を実施するものとする。

#### (2) 行政保有データの100%オープン化

##### 1) 総務省全体のオープンデータの取組方針

オープンデータの推進については、平成29年12月22日の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部における総理指示、「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改正）等を踏まえ、今後の総務省が保有するデータの原則オープンデータ化のため、以下について取り組むこととする。

- ・ 保有するデータの原則オープンデータ化のために、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、行政保有データ（情報システム以外の各種業務で作成又は収集したものを含む。）を利用しやすい形でオープンデータとして提供するための取組を継続的に実施する。
- ・ 政府情報システムの新規開発や更改、大幅な改修の時期を見据え、オープンデータ・バイ・デザインに基づいたサービス・業務設計及び運用に順次切り替えていくため、今後、別紙1に記載された各情報システム単位で取組計画をレビューし、適切なタイミングで更新を行う。
- ・ 官民データ相談窓口を設置済みであり、省内の保有するデータのニーズ（要望）・意見を収集し、ニーズのあるデータについてはオープンデータ化に向けた取組を積極的に実施する。また、公開できない場合はその理由を公開する。
- ・ 行政手続及び統計に係るデータの棚卸し結果など、保有するデータとその公開状況、公開に向けた取組状況、公開できない場合の理由など、CIOポータル等に掲載の情報を内閣官房と連携し適宜更新する。

##### 2) 主要な保有データのオープン化に向けた取組やスケジュール等

###### a) オープンデータカタログの一元的提供の推進

政府のオープンデータカタログである「DATA. GO. JP（データカタログサイト）」は、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室による企画・立案の下、総務省が運用している。オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供するため、2022 年度中の運用開始を目途として、データカタログサイトを e-Gov に統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。

*KPI：DATA. GO. JP と e-Gov の統合によるオープンデータカタログの一元的提供（2022 年度）*

**b) 官民ラウンドテーブル、相談窓口等でニーズ（要望）・意見があったデータのオープン化の推進**

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）に基づき、平成 30 年 1 月に総務省ホームページ上に、「官民データ、統計等データに関する相談窓口」を開設し、オープンデータに関する要望を受け付けており、ニーズのあるデータについてはオープン化に向けた取組を積極的に実施しているところである。

また、国が保有する行政データのオープン化についての取組が進む中、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、各府省庁自ら「オープンデータ官民ラウンドテーブル」（以下「ラウンドテーブル」という。）の開催を主体的に行うことで、更なるデータ公開を促すこととされている。総務省においてもラウンドテーブルの開催を検討するため、当省が保有するデータの公開への要望について、2019 年 11 月 13 日から 12 月 12 日までの間、意見募集を行った。その結果、5 件の意見が寄せられ、これらについて個別にオープン化についての検討を行ったところである。

*KPI：利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数*

**c) 地方公共団体におけるオープンデータの推進**

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。また、「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体は、同法の趣旨、「オープンデータ基本指針」及び当該計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図ることとされている。

総務省では、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援するた

め、内閣官房と連携して、民間ニーズとの調整・仲介や人材育成を行うための環境整備等を行う。

#### d) 統計データのオープン化の推進・高度化

統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築することが必要である。

このため、政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進する。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備する。

*KPI (進捗) : e-Stat で提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数*

*KPI (効果) : e-Stat でのデータベース利用件数、API リクエスト件数、LOD リクエスト件数及びオンサイト施設利用数*

### (3) API の整備

---

総務省においては、国民向けサービスを提供する情報システムについて、順次 WebAPI を導入する取組を推進している。具体的には、既に電子政府の総合窓口 (e-Gov) や政府統計の総合窓口 (e-Stat)、総合無線局監理システムにおいて API を提供している。

今後も以下の取組を推進することにより、国民向けサービスの利便性向上を目指す。

#### ア. API の整備の推進

引き続き、特に利用者の多い国民向け情報システムについて、外部のプログラムとの連携によるメリットを踏まえ、API を整備することとする。

API の整備に当たっては、「API 導入実践ガイドブック」(平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) 及び「API テクニカルガイドブック」(平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) を活用することにより、実効性のある API となるよう努めるものとする。

個別の整備内容については、以下のとおりである。

- ・ 調達業務における API による情報連携について、官側とは、登記事項証明書の添付書類削減のため、法務省の登記情報システムとの行

政機関間の情報連携を 2021 年度中に行う。また、納税証明書の添付書類削減については、国税庁の情報システムとの行政機関間の情報連携等について 2023 年度中を目途に行う。地方公共団体との連携については、連携を希望する地方公共団体と調整しながら、API 連携の方法を検討していく。

民側との連携については、調達ポータルを活用した新たな調達方法について民間企業のカタログデータ等を利用した連携について 2020 年度から検討に着手する。

#### イ. API の改善、活用促進等

既に API を導入している情報システムについても、利用状況を踏まえ、サービスデザイン思考を導入しつつ、より利便性の高い機能に切り替えていく取組を継続し、さらなる活用の促進を図ることとする。

個別の取組内容については、以下のとおりである。

- ・ 2018 年 3 月から、電波利用ホームページの無線局情報検索機能に WebAPI を導入し、機械的に情報収集することが可能となった。今後は利用状況や要望等を踏まえ、利用ガイドの整備や拡充等を検討する。
- ・ e-Gov では、現在、利用者目線で段階的に提供サービス及びデザインの見直しを進めている。この一環として、電子申請と法令に係る API の更なる利用拡大に向けて、e-Gov の次期更改を契機として、取組を加速させていくこととする。
- ・ 文書管理システムでは、申請等処理する各府省の個別の業務システムとの連携の円滑化のため、API 化を含む新システムの設計・開発を 2020 年度から行う。
- ・ また、e-Gov 及び文書管理システムの API の拡充に当たり、API の標準化や情報提供の一元化・標準化等を図るための共通的な API 管理機能を整備することにより、これらのシステムの API 連携を推進する。
- ・ 調達総合情報システムにおいて、統一資格者情報及び調達情報の API により情報提供する取組をさらに進めていく。
- ・ 2017 年 5 月に公開した統計ダッシュボードでは、サイト上で公開している統計データを機械判読可能な形式 (XML、JSON、CSV 等) で取得できる API 機能を提供している。2019 年 3 月からは、Web API の利用例として Google Charts と組み合わせたサンプルコードを掲載している。今後もさらなる活用の促進を図るため、提供する統計データの拡充等に取り組むこととする。

KPI：公開API数（2024年度：8件）

#### ウ． 行政機関におけるAPI整備の推進のための方策の検討

各府省におけるAPIの整備状況をAPIリストとして公開し、適切に更新する。また、行政機関における情報システム連携を推進するため、API利用者の利便性向上、APIの標準化、情報セキュリティの確保等の観点から、API公開のための基盤の整備を含むAPI連携を推進する方策について検討を進める。

### **(4) 標準化・共通化の推進**

#### 1) データの標準化、府省共通システムによる共通化

総務省は、「行政基本情報データ連携モデル」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）や、「文字環境導入実践ガイドブック」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき、データの標準化に取り組む。

府省共通システムについては、今後とも、特に各府省共通の旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務に係るシステム（SEABIS）の運用改善について利用者として必要な協力を進める。

#### 2) 法制執務業務支援システム（e-LAWS）及び職員認証サービス（GIMA）の見直し

##### a) e-LAWS

各府省は、「法制執務業務支援システム」の導入について」（平成27年2月6日各府省官房長等申合せ）に基づき、所管する全ての法令（法律、政令、府省令、規則）について、e-LAWSを使用して、①改め文案等の法案等関係資料の作成、②成立・決定した法令に係る官報入稿、③成立・決定した法令情報の確認及び認証を行い、法令データベースの更新を行うこと、とされている。

現行e-LAWSでは、e-LAWS用の新旧対照表から、ワープロ原稿の改め文の当初案を自動作成する機能を提供しているが、法制局審査等の修正はe-LAWSとは別にワープロソフトを利用して編集することが必要となる。また、法令中の「表」は、e-LAWSで改正作業を行う対象外とされている。そのため、官報公布後、「新旧対照表」の内容をe-LAWS用に再度入力する作業が発生することなどから、法案等関係資料の作成に十分に活用できるものとなっておらず、各府省担当者の負担が軽減されていない。

現行の課題を的確に把握するため、各府省法案担当者へヒアリングを行うなど法制執務業務に即した業務分析の実施を行い、その業務分析の結果を踏まえ、内閣官房副長官補室等と連携して各府省文書課長級会議の下で、

e-LAWS の見直しについて検討を行う。この検討結果を踏まえ、2021 年度に次期 e-LAWS の運用を開始し、その上で、同年度以降引き続き、法案作成から国会提出までの法案等関係資料作成作業、官報入稿から法令データベース登録、法令データの提供までの作業を見直しながら、同システムの改修を逐次進めていく。

#### b) GIMA

総務省が運用・管理を行い各府省に提供している職員認証サービス(GIMA)においては、デジタル・ガバメント実現のための基盤整備の一環として、各情報システムとの互換性や円滑な情報連携を効率的に実現する観点から、次期更改を行う 2020 年にクラウドサービスとの親和性が高いフェデレーション型認証方式<sup>2</sup>(標準化された技術である OpenID Connect)を導入し、転換していく。なお、現行のエージェント型認証方式<sup>3</sup>は次々期更改時を目途に廃止する。

## (5) クラウドサービスの利用推進

総務省は、既にいくつかの国民向けサービスについてパブリック・クラウドを利用した情報システムの整備・運用を行っているところである。

今後は、情報システムの新規整備や更改等の適切な契機において、クラウドサービスの利用を原則として検討を行うものとする。検討に当たっては、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成 30 年 6 月 7 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、CIO 補佐官からの助言等も踏まえながら方式を判断する。

*KPI : 政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用数 (2024 年度 : 55 システム)*

第二期政府共通プラットフォームへの移行については、2020 年度中に 3 システム、2021 年度中に 2 システムが移行を予定している。また、25 システムが移行について今後検討していくこととしている。

第一期政府共通プラットフォームを利用しているシステムについては、2020 年度中に 7 システム、2021 年度中に 2 システム、2022 年度中に 5 システム、

---

<sup>2</sup> ドメインの異なるアプリケーション間で安全に紐付し、認証サーバ(GIMA)との認証連携を実現する方式

<sup>3</sup> 認証先のサーバにエージェントプログラムを導入することで、認証サーバ(GIMA)と認証連携が可能となる方式

2023 年度中に 8 システムが利用を終了する予定である。

## **(6) 政府情報システム改革**

---

### 1) 政府情報システムの統廃合等の取組

総務省は政府情報システム改革ロードマップ（平成 25 年 12 月 26 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）策定の基準時点である 2012 年度において 97 の情報システムを所管していたが、統廃合の取組を行ったことにより、2020 年 3 月 31 日現在、その数は 85 システムまで減少している。政府共通プラットフォームへの移行分も削減数に計上すれば、2013 年度以降に新規整備した情報システムを除く所管情報システムの総数は 63 となっている。

### 2) 運用コスト削減の取組

総務省の所管する情報システムの運用経費はコスト削減計画（平成 26 年 3 月 31 日）の基準値 114.6 億円に対し、現時点における 2021 年度削減額の見込みは 35.1 億円、削減割合に換算すれば 30.7%となっており、政府目標の 3 割削減を達成する見込みである。

*KPI : 2013 年度比での運用コスト削減実績額（2021 年度の削減見込み額 : 35.1 億円）*

## **(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保**

---

### 1) 情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定や、新たな情報セキュリティの動向を踏まえた「総務省情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」という。）」及び関連手順書等の改定を的確に実施し、職員、情報システムセキュリティ責任者等に、遵守を徹底させる。

また、ポリシーに基づき、毎年度、リスク評価を実施の上、対策推進計画を策定し、省内の情報セキュリティ対策のより一層の推進を図る。

特に、中長期計画の実行期間においては、総務省の情報セキュリティ対策推進体制と全体管理組織（PMO）、また情報システムセキュリティ責任者とプロジェクト推進組織（PJMO）の連携強化により、情報セキュリティ施策とデジタル・ガバメント施策の一体的な推進体制を確立する。

### 2) 個人情報保護

総務省においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等に則り、総務省の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する訓令（平成 16 年訓令 54 号）を定めており、毎年度、すべての職員に対して研修等を行っている。特に、個人情報に関するデータを取り扱うシステム等で職務に従事する職員に対しては、注意すべきケース等をまとめた教材にて周知を行い、個人情報の漏洩等の防止に取り組んでいる。

### 3) 業務継続性の確保

近時、自然災害が多発していることも踏まえ、引き続き、災害時等における業務継続性の確保を徹底するため、情報システム運用継続計画の策定、災害時に備えた非常用電源の確保やデータのバックアップ、バックアップセンターの活用など、情報システムの在り方の見直しや緊急時対応の体制の見直しを行う。



## IV. 価値を生み出すITガバナンス

### (1) 推進体制の整備

総務省においては、総務省 CIO（大臣官房長）、総務省副 CIO（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）の下、PMO たる大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室が IT ガバナンスの中核的役割を担う。また、PJMO たるプロジェクト担当課室は各々のプロジェクトにかかる IT マネジメントを担う。

CIO 補佐官及び最高情報セキュリティアドバイザー（以下「CIO 補佐官等」という。）は、PMO 及び PJMO への評価・助言の役割を担い、PMO はその実践の場として CIO 補佐官等相談会を運営する。

PMO は、主として CIO 補佐官等相談会の運営を通じて、各プロジェクトにかかる情報システムの調達仕様書及び見積の妥当性を担保する等の IT ガバナンスを行う。これにより、本計画に掲げる各種のサービス改革や基盤整備の推進を図ることとする。

また、改革の方向性を決定する際や進捗について予定とのかい離が発生した場合、対外的な説明が必要となった場合等においては、副 CIO のレビューを実施し、改革内容の実効性を担保するとともに、省全体としてバランスのとれたサービス改革とする。

### (2) ガバナンスの強化

標準ガイドラインにおいては、情報システムを用いる業務の企画、運営及び見直しを計画的に実施するための手順が詳細に定められるとともに、プロジェクトライフサイクルについて、情報システムの構築又は更改に向けた検討の開始時をプロジェクトの始期とし、政策目的・目標の実現や定められた期限の到来等をプロジェクトの終期とすることとされている。

総務省においては、PMO 及び PJMO において標準ガイドラインを順次実装しているところだが、本計画期間においては以下の取組に特に注力することにより実 IT ガバナンスの一層の強化を図る。

#### 1) IT ガバナンスの一層の強化

PMO 及び CIO 補佐官等は、省内全体管理を適切に実施するため、また、PJMO は、システム規模及び必要経費の妥当性を高め、公平な調達を実施し、適切な設計・開発及び運用を実現するため、以下の対応を行う。

##### a) 着実な状況把握

PMO 及び CIO 補佐官等は、年に 1 度、全プロジェクトを対象に状況把握調

査を行う。また、本調査に引き続いて、重要プロジェクト及びその他の主要なプロジェクトについては、より詳細な状況把握のために、PMO ヒアリングを実施する。特に、社会的に影響の大きい重要なシステムなど、PMOが必要と認めるものについては、副 CIO による直接の定期的なヒアリングを実施するものとする。PJMO は、これらのヒアリングの要請があった場合、速やかにこれに応じる。

#### b) 予算要求時等の対応

PJMO は、情報システム関係予算について予算概算要求を行う場合は概算要求前までに、補正予算の場合は原則政府案決定までに、根拠となる費用積算の妥当性について CIO 補佐官等に相談することとし、CIO 補佐官等の評価書を取得する。また、概算要求に関連して内閣官房又は総務省行政管理局から資料提供の求めがあった場合、これに CIO 補佐官等の評価書を添付する。

また、PMO は、情報システムに係る課題等を大臣官房会計課へ情報提供を行う。

#### c) 適切な調達の実施

PJMO は、情報システムの整備及び運用に係る調達を実施する場合、調達仕様書及び費用見積りの妥当性について CIO 補佐官等に相談し、CIO 補佐官等の評価書を取得する。また、調達起案文書には取得した評価書を添付することとする。

また、PMO は情報システムに係る課題等を支出負担行為担当官及び契約担当官大臣官房会計課へ情報提供を行い、大臣官房会計課は入札結果等を PMO へ情報提供を行う。

### 2) PJMO 支援の充実

プロジェクト責任者またはプロジェクト管理者が円滑に PJMO 業務に取り組むことができるよう、PMO は、標準ガイドラインの概要や PJMO の基本的な役割及び PMO との協力体制についての理解を助ける教材を開発する。また、PMO はプロジェクト責任者またはプロジェクト管理者を対象とした研修を毎年開催する。PJMO は、本研修に責任者または管理者を参加させる。

### 3) 府省重点プロジェクトの適切な管理

標準ガイドラインに基づき府省重点プロジェクトを実施する場合は、以下の手順に従うものとする。

府省重点プロジェクト以外のプロジェクトについても、以下を参考に、各

段階において必要に応じて CIO 補佐官等相談会を活用するなどして、プロジェクトの円滑な遂行に努めるものとする。

**a) プロジェクトの開始及び実施の承認**

府省重点プロジェクトの担当者は、当該プロジェクトの検討開始後、概算要求前の可能な限り早い時期に、標準ガイドラインに基づくプロジェクト計画書の素案、要件定義書の素案及び概算要求のための見積りを、CIO 補佐官等相談会を通じて PMO に提示するとともに、PMO からプロジェクト開始の承認を得る。

**b) 第一次工程レビュー**

府省重点プロジェクトの担当者は、プロジェクトの開始後、設計・開発に係る調達仕様書案の作成完了の前の可能な限り早い時期に、CIO 補佐官等相談会を通じて標準ガイドラインに基づく第一次工程レビューを受け、レビュー結果をプロジェクト計画書及び要件定義書の案に反映する。

**c) 第二次工程レビュー**

府省重点プロジェクトの担当者は、設計・開発に係る調達実施後、設計・開発を開始する前に、要件定義書の内容を更に精緻化・具体化した上で、CIO 補佐官等相談会を通じて標準ガイドラインに基づく第二次工程レビューを受け、レビュー結果をプロジェクト計画書及び要件定義書に反映する。

**d) 設計・開発の進捗よく報告**

府省重点プロジェクトの担当者は、設計・開発の開始後、その進捗よく状況について PMO から報告を求められた場合は、CIO 補佐官等相談会を通じて速やかにこれに応じる。また、設計・開発において問題等が生じた場合は、早急に PMO に報告し、CIO 補佐官等相談会等を通じて助言を受ける。

**e) 第三次工程レビュー**

府省重点プロジェクトの担当者は、設計・開発及びシステム導入前のテストが完了した後、運用を開始する前に、CIO 補佐官等相談会を通じて標準ガイドラインに基づく第三次工程レビューを受け、レビュー結果を運用設計書、運用・保守作業計画書及び運用段階のプロジェクト計画書に反映する。

**f) 運用・保守**

府省重点プロジェクトの担当者は、運用開始後、政策目的・目標の達成状況、運用段階で必要となった改善点等について PMO から報告を求められた場合は、CIO 補佐官等相談会を通じて速やかにこれに応じる。また、運用・保守において問題等が生じた場合は、早急に PMO に報告し、CIO 補佐官等相談会等を通じて助言を受ける。

さらに、標準ガイドラインに基づき原則として毎年度1回改定するプロジェクト計画書について、その改定内容をPMOに報告する。

g) プロジェクトの完了

府省重点プロジェクトの担当者は、プロジェクト計画書で定めたプロジェクト完了日の到来、新たに情報システムを更改する事情の発生、プロジェクトの対象となっていた業務の改廃等により、プロジェクトを完了させる必要性が生じた場合、プロジェクト計画書に完了予定の旨を記載するとともに、その経緯等を示す資料を取りまとめ、CIO補佐官等相談会を通じてPMOに報告し、プロジェクト完了の承認を得る。

### (3) 人材確保・育成

---

1) 総務省におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成

総務省におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成については、「総務省サイバーセキュリティ・IT人材確保・育成計画」（令和元年9月3日情報化統括責任者及び最高情報セキュリティ責任者最終改定）を策定し、この計画に基づき、情報システムの企画・管理・運用やサイバーセキュリティに関する専門知識を有するだけでなく一般行政全般に係る知識・能力を有し、意思決定を行う者を技術面・実務面から適切にサポートできる職員、いわゆる「橋渡し人材」の確保・育成に取り組んできた。今後とも、橋渡し人材の確保・育成に向けて、計画的な登用や研修プログラムの充実を図っていく。

*KPI*：橋渡し人材認定者数（参考：計画における令和元年度の目標 係員3人、係長3人、課長補佐（プロジェクト担当）3人、課長補佐（セキュリティ担当）3人）

2) 情報システム統一研修の見直しと行政管理局への出向受入れ

行政管理局は、橋渡し人材の育成、一般職員の情報リテラシー向上等に資するため、情報システム統一研修を実施しており、橋渡し人材のスキル認定との関連が深い橋渡し人材の育成に係る研修に関しては、係員級、係長級及び課長補佐級の役職に応じて必要となるレベルごとにコースを設けている。このうち、研修のレベル、セキュリティ・ITに関する業務経験等を総合的に勘案し、最終的な橋渡し人材としてふさわしいと考えられる課長補佐級の研修の2018年度の修了者数（個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要となるプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者数。以下単に「修了者数」という。）は、プロジェクト推進系で62人、セキュリティ系で65人となっている。

継続的に橋渡し人材のスキル認定を実施するためにも、研修内容の充実等を図ることで、毎年度の橋渡し人材育成に係る研修（特に、課長補佐級）の修了者数について、前年度を上回ることを目指す。

なお、研修内容の充実に当たっては、デジタル・ガバメント推進の動向、各府省の要望等を踏まえるものとする。具体的には、技術の進展等を踏まえ、橋渡し人材に求められる素養等を検討し、情報システム統一研修に係る体系、既存のコースの実施内容の見直し、新規のコースの創設等を随時実施する。

また、橋渡し人材となるための実用性の高い経験を各府省職員に提供するため、強化方針を踏まえ、行政管理局において引き続き各府省からの出向受入れの充実を図る。具体的には、出向元への定期的な育成状況の共有や、行政管理局への出向実績のない府省への訪問等を通じて、各府省に対して行政管理局への出向を働きかける。さらに、出向者が出向元に戻った後の業務実績を確認し、橋渡し人材としての育成状況を継続的に把握することで、今後の政府全体としてのセキュリティ・IT人材の育成にも寄与する。

#### **(4) デジタルデバйд対策**

---

高齢者や障害者等を含む全ての国民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタルデバйд対策に取り組む。総務省では、高齢者や障害者が、住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人から ICT を学べる環境を整備するため、「デジタル活用支援員」の仕組みを検討しており、2022 年度にデジタル活用支援員の全国展開に向けたモデルを構築する。また、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備等に取り組むものとする。

*KPI : デジタル活用支援員のモデル構築 (2022 年度)*

#### **(5) 広報**

---

行政サービスの広報については、スマートフォン等のモバイル端末に対応した Web サイトや SNS 等による迅速な情報提供など、各種情報にアクセスできる機会を提供する。

#### **(6) デジタル・ガバメントの推進に係るその他の取組**

---

##### 1) 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点か

ら優先して行う必要がある。

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、総務省は、内閣官房及び内閣府とともに、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

**a) 汎用的電子申請システムの基盤整備**

手続の受け手である地方公共団体は、これまでも行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、2019年（平成31年）4月時点で、手続のオンライン利用可能な情報システムが整備されていない団体が260団体となっている。

総務省は、内閣官房及び内閣府とともに、原則として、全ての市町村について、マイナポータル「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

**b) 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進**

総務省は、内閣官房及び内閣府とともに、デジタル・ガバメント実行計画別紙5に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省と連携しガイドラインの作成等により支援する。

①処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（内閣官房が実施する「行政手続等の棚卸調査」及び総務省が実施する「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に基づき、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いものであり、添付書類等を含め申請等の全てをオンラインで完結することができるもの（添付書類の入手のために請求するものを除く。))

②住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

**c) さまざまな手続のオンライン化の推進**

総務省は、内閣官房及び内閣府とともに、上記イに掲げる以外の様々な分野の手続について、地方公共団体がマイナポータル「ぴったりサービス」を活用してオンライン化に取り組むことができるよう、支援する。

*KPI*：原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備

*KPI*：上記イ①に掲げる手続のオンライン利用率

*KPI*：上記イ②に掲げる手続のマイナポータル利用の人口カバー率

## 2) 地方公共団体における自治体クラウドの推進

地方公共団体の情報システム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、複数団体が基幹系システムを共同で利用する自治体クラウドの導入等を推進してきた。

地方公共団体における自治体クラウドの導入は、費用の削減や業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤の整備の観点から重要な取組である。

総務省は、内閣官房と連携し、地方公共団体の長を直接訪問して導入の具体的な検討を働きかけるとともに、地方公共団体が策定する自治体クラウド等導入計画の進捗を把握し、カスタマイズの抑制や、各団体の情報システム更新時期を踏まえた個別団体への助言を行う等、自治体クラウド等を中心に地方公共団体における基幹系システムのクラウド導入を推進する。

*KPI：基幹系システムのクラウドの導入市区町村数（2023年度（令和5年度）末までに約1,600団体、うち自治体クラウドは約1,100団体）*

*KPI：地方公共団体の情報システムの運用等経費の圧縮（3割減）*

## 3) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、2020年度に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税）について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。

上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。特に地方税については、速やかに地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。

このほか、以下の事項に取り組む。

### a) 住民記録

すでに検討に着手している住民記録システムについては、2020年夏頃ま

でに地方公共団体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。

#### b) 地方税

地方税に係る情報システムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方公共団体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、2020年夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。

また、国が主導して情報システムの標準化を進めるため、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論等も踏まえ、関係府省と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。

*KPI：対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合*

*KPI：標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合*

#### 4) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進

地方公共団体において地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、コスト削減及び業務の利便性向上に寄与する。同様に地方公共団体における業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与する。

総務省は、両仕様について各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率、利用率の向上を図るとともに、今後作成される自治体情報システムの標準仕様書を踏まえ、データ連携標準の見直しについて必要な支援を行う。

*KPI：地方公共団体における準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム）*

*KPI：地方公共団体における利用率（中間標準レイアウト）*

#### 5) 地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策

デジタル技術の進展によって官民を通じたデータの連携が進む中、ネットワークで繋がることにより生じるリスクが顕在化してきており、行政サービスの最先端を担う地方公共団体においても、情報セキュリティ対策が一層重



要な課題となっている。また、庁内業務遂行において効率性を発揮できる業務環境を整備することも重要である。

総務省では、マイナンバーの情報連携開始に向けて、地方公共団体に対していわゆる「三層の対策」に取り組むよう働きかけ（平成 27 年 12 月 25 日付け各都道府県知事及び各市区町村長宛て総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」）、これにより、地方公共団体においては情報セキュリティ対策の強化が図られたところであるが、技術の進展やセキュリティ上の脅威の変化も踏まえつつ、セキュリティ対策を講じたクラウドサービスの利用やリモートアクセス、次期自治体情報セキュリティクラウドサービス等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討する。

*KPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策の検討*

*KPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策に係る検討を踏まえた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定*

#### 6) 地域における AI・RPA 等の革新的ビッグデータ処理技術の活用推進

総務省は、2020 年度（令和 2 年度）末までに AI などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 300 を実現するとともに、地方公共団体が共同で使えるクラウド AI サービスの導入に当たっての留意点・手順等をまとめたガイドブックを 2020 年度（令和 2 年度）中に策定する。また、地方公共団体への RPA 導入推進を目的として、2020 年度（令和 2 年度）中に RPA の導入に当たっての留意点・手順等をまとめたガイドブックを策定する。

*KPI：AI・RPA 等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数*

#### 7) 地方公共団体における AI・RPA 等による業務効率化の推進

本格的な人口減少社会となる 2040 年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務のあり方そのものを刷新することが必要である。

総務省では、2019 年度から開始した「自治体行政スマートプロジェクト」において、地方公共団体の基幹的な業務（住民基本台帳・税務等）について、人口規模ごとに複数の地方公共団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA などのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。

## V. 業務におけるデジタル技術の活用

### (1) AI・RPA等のデジタル技術の活用

AI・RPA等のデジタル技術の活用については、総務省においても既に無線局免許事務や、自治体の公会計情報を比較可能な形で「見える化」するため、各団体の財務書類データの集計等に導入している例がある。今後とも、省内における各種業務の業務改革（BPR）を徹底した上で、効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する。

### (2) デジタル・ワークスタイル実現のための環境整備

本項目では、総務省におけるデジタル・ワークスタイルの実現に向けた取組について記載する。

#### 1) テレワークの推進、Web会議環境の整備等

総務省においては、既にリモート接続環境及びWeb会議環境を整備しており、よりスムーズにテレワークが行える環境となっている。また、2019年度におけるテレワーク利用人数は全職員の5割に達している。

#### 2) ペーパーレス化・オフィス改革

各部局は、各種会議等の際に総務省LANや専用のタブレット端末を用いたペーパーレス会議システムを活用することとし、会議の性質に応じてペーパーレス会議システムとWeb会議とを組み合わせる等、より効率的な会議運営を行うよう留意する。

また、総務省においては、オフィス改革に積極的に取り組んでおり、意思決定の迅速化、印刷作業の軽減、コミュニケーションの活性化や、職員からの業務効率化策の発案等の意識改革の広がりといった効果が見られている。各部局は、無線LAN環境を最大限活用し、紙を極力使わない仕事スタイルの実現、職場のみに限らない働き方の実現に向けて、業務の性質等も考慮した上で、レイアウト変更等の実施について検討する。

### (3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

#### 1) 電子決裁の活用

「電子決裁移行加速化方針」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）においては、業務運営上の様々な工夫によって電子決裁とすることができるものは速やかに電子決裁とすることを基本として、電子決裁

への移行を加速化することとされている。

総務省においては、これまでもペーパーレス化に向けた取組として、電子決裁の活用に取り組んでおり、2018年度における省全体の電子決裁率は99.6%に達する。今後とも原則として電子決裁を活用していく。

国民からの申請等の行政手続に係る現時点の手続ごとの決裁に関する状況は、別紙3「手続の見直し工程表」を参照。

## 2) 電子決裁移行加速化方針に基づく文書管理システムの改修等

総務省では、電子決裁による業務効率化を全政府的に推進するため、それまで府省・部門によっては備えていなかった電子決裁のシステム（文書管理システム）を整備し、2009年3月から各府省に提供している。決裁の自動回覧や、決裁履歴等の関連情報の管理機能を提供し、決裁に係る業務の迅速化・効率化を図っており、2018年度の文書管理システムを利用した電子決裁件数は377万件となっている。

文書管理システムについては、2018年7月に策定された「電子決裁移行加速化方針」に基づき、以下の対応を行っている。

- ・ 2018年8月に決裁終了後の文書について、修正を行うための決裁を経ることなく決裁文書の内容を修正することを禁止するための改修を行った。
- ・ 2018年度に添付ファイルの容量拡大等の改修を行うとともに、新しいマニュアルを作成して府省をまたぐ決裁（共同調達等）の運用手順等を分かりやすく記載した。また、2019年度に秘匿性の高い内容を含む決裁の閲覧制限の範囲設定のための改修を行った。
- ・ このほか、文書管理システムのOS等のバージョンアップ対応のためのシステム更改（2020年10月目途）に取り組むなど、処理能力や使い勝手の向上に計画的・継続的に取り組んでいる。

今後は、内閣府で検討が進められている電子的な公文書管理の取組、現行の文書管理システムでは対応が困難な改修要望及び申請等処理する各府省の個別の業務システムとの連携をより円滑に行えるようにするためのAPI化等への対応を図る必要がある。このため、新たな文書管理システム（2022年1月運用開始予定）の設計・開発を2020年度から行うなど、引き続き、政府全体としての電子決裁への移行の加速化を推進する。

*KPI：文書管理システム稼働率99.9%以上*

*KPI：利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと*

## VI. 計画の評価・改定

総務省 CIO 又は副 CIO は、PMO と一体的に、少なくとも四半期単位で計画に係る評価を行うとともに、計画内容の見直しを検討する。

## VII. デジタル改革を進めるためのロードマップ

本計画における個別サービス改革の詳細や、各手続の詳細な状況について、以下の別紙にて整理している。

- 別紙 1 デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備工程表
- 別紙 2 重要プロジェクトの推進に係る工程表
- 別紙 3 手続の見直し工程表
- 別紙 4 行政手続のデジタル化に係る工程表
- 別紙 5 主な投資事項一覧
- 別紙 6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表